

2023年8月期全塾協議会定例会議事録

2024年2月16日

全塾協議会

全塾協議会規約 第22条第1項に基づき、2023年8月19日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。

議事概要記録

名称	2023年8月期全塾協議会定例会
場所	対面(日吉キャンパス 第4校舎A棟 J444教室)・オンライン(Zoom)併用
日時	2023年8月19日 12:00~20:23

塾生代表・事務局長・上部団体出欠席

全塾協議会事務局	塾生代表 山田健太
上部団体	事務局長 佐々木菜緒
	文化団体連盟三田本部常任委員会 委員長 後藤美汐
	体育会本部 主幹 田村秀章
	全国慶應学生会連盟常任委員会 委員長 内島駿介
	本議会で最初に取り扱われた17番項議決により議決権停止
	全塾ゼミナール委員会 委員長 三河創太
	四谷自治会 会長代理 藤村理音
	芝学友会 会長 荒井大輔
	福利厚生機関本部 代表 村井祐樹

次第

項目	担当者
1. 開会宣言	事務局長 佐々木菜緒
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 山田健太
3. 定足数確認	議事部 藤田大将
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事録作成報告	
7. 議事	以下参照
8. 連絡事項	議事部 藤田大将
9. 閉会宣言	事務局長 佐々木菜緒

議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20230819-01-JSD	塾生代表 山田健太	業務報告	採決なし
20230819-02-JMK	全塾協議会事務局 事務局長 佐々木菜緒	業務報告	採決なし
20230819-03-HSZ	法学部政治学科ゼミナール委員会 新委員長 西口航平	交代報告	採決なし
20230819-04-SAI	卒業アルバム委員会 財務 北村可奈	独自財源特別支出許可承認申請	取り下げ
20230819-05-HHZ	法学部法律学科ゼミナール委員会 財務 岩崎翔五	独自財源特別支出許可承認申請	否決
20230819-06-YGM	矢上祭実行委員会 財務 松枝尚明	独自財源特別支出許可承認申請	可決
20230819-07-OES	應援指導部 チアリーディング部会計 安田陽香 吹奏楽団会計 西田祐理子	独自財源特別支出許可承認申請	可決(修正)
20230819-08-IIR	国際関係会 財務 小川侑之介	交付金特別支出許可承認申請	取り下げ
20230819-09-IIR	国際関係会 財務 小川侑之介	独自財源特別支出許可承認申請	取り下げ
20230819-10-SGK	芝学友会 会長 荒井大輔	独自財源特別支出許可承認申請	取り下げ
20230819-11-OTR	議員 三河創太 後藤美汐	予算調整に係る会議に関する議案	保留
20230819-12-JSD	塾生代表 山田健太	事務局の所有する物品の処分に関するご報告	採決なし
20230819-13-JSD	塾生代表 山田健太	緊急執行に関する議案	可決
20230819-14-JSD	塾生代表 山田健太	議会運営規則の改正に関する議案	可決
20230819-15-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の議事録の基本方針に関する議案	可決(修正)
20230819-16-JSD	塾生代表 山田健太	全塾協議会の基本方針に関する議案	不成立
20230819-17-JSD	塾生代表 山田健太	所属団体に関する議案	可決
20230819-18-OTR	議員 三河創太	副議長指名の提案に関する議案	可決

2024年2月16日 議事録作成
この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

三河創太

(署名) 三河創太

議事詳細記録

1. 開会宣言

事務局長 佐々木菜緒が開会を宣言した。

2. 塾生代表挨拶

塾生代表 山田健太が挨拶を行った。

3. 定足数確認

議事部 藤田大将による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

4. 配布資料の確認

議事部 藤田大将が、既に配布された資料の確認を行った。

5. 議長の確認

議事部 藤田大将は、全塾協議会規約 第 11 条に基づき、現在の議長が全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太であることを確認した。

6. 議事録作成報告

議事部 藤田大将は、以下のように議事録作成報告を行った。

2019 年 4 月期～12 月期、2022 年 6 月期～2022 年 11 月期の議事録の、事務局での確認作業が終了した。2022 年 12 月期～2023 年 3 月期の議事録公開が完了した。2023 年 4 月期以降は作成中であるが、過去の議事録の確認を優先しているため公開までに時間がかかりそうである。

7. 議事

(1) 塾生代表 業務報告

塾生代表 山田健太より、業務報告がなされた。書類については議案資料 20230819-01-JSD に記載の通りであり、かなり予算の会議が多かったと発言した。緊急の先決事項を上に乗ってきたのは変更であるが、それ以外の直近で行った大きなことに関しては議案にあるので、そちらで説明すると述べた。

(2) 全塾協議会事務局 業務報告

全塾協議会事務局より業務報告がなされ、事務局長 佐々木菜緒は議案資料 20230819-02-JMK に記載の通り説明を行った。

(3) 法学部政治学科ゼミナール委員会 交代報告

法学部政治学科ゼミナール委員会より交代報告が上程され、新代表に西口航平、新財務に原口諒が就任したことが報告された。西口航平よりよろしくお願ひしますとの挨拶があった。

(4) 卒業アルバム委員会 独自財源特別支出承認申請

卒業アルバム委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。卒業アルバム委員会財務 北村可奈は、議案資料 20230819-04-SAI に記載の通り説明を行った。

北村は、今回の申請が事後申請であったのは、領収書をもらうのが遅れたためだと説明した。塾生代表山田健太は、事後申請であるにもかかわらず、金額がちょうど 600 円×5 だったことについて適切であるかの再確認を行った。それに対して北村は、領収書に 3000 円の記載があったため、一人当たりで割ったと回答があった。山田は、誰かがおにぎりを持参する場合もあるとして、全員が同様の金額を支払ったのか確認した。北村は、支払った人数は分からないと答えた。山田は、5 人で 3000 円の可能性と 2 人で 3000 円の可能性もあり得るとして、今回の算出項目は意味を成していないと思うと発言した。また、山田からの明細は出ないのかという質問に対し、北村は領収書には合計金額だけが記載されており、具体的に個人で頼んだ品目が書かれていないと回答した。山田は、例として牛丼を一人が特盛にした場合を挙げ、1 人当たりの値段からオーバーする 130 円をどこが負担するのかと問題点を指摘した。続けて山田は、実際に行った人数がわからないので、どの人数で何を頼んでいるのかが不明であり、一人が 600 円を実際に支払ったのかも不明なため、ずるができると述べた。山田は、何人でどれくらいかかったか領収書を出すのが経理処理の基本であり、誰がどの組み合わせで食べたかによって話が変わってくる今回の申請書は、整合性の取れておらず、確認が甘いと意見を述べた。事務局長 佐々木菜緒は、財務管理の手引きを参照し、事後申請を翌月に議会にて提出した場合は、減点されるのは確実かどうか議会に確認した。山田は、減点対象であることは確実であり、結局減点がかかるのであれば、事実確認を行い、再度提示してほしいとお願いした。議長 三河創太は、取り下げで良いかと確認し、北村はもう一度確認してから提出すると述べた。

卒業アルバム委員会は、本議案を取り下げた。

(5) 法学部法律学科ゼミナール委員会 独自財源特別支出承認申請

法学部法律学科ゼミナール委員会より独自財源特別支出承認申請が上程された。法学部法律学科ゼミナール委員会財務 境家愛佳は、団体の定例会が早まったことにより、事後申請になってしまったことに対する謝罪をした。その上で、議案資料 20230819-05-HHZ に記載の通り説明を行った。

塾生代表 山田健太より、緊急執行が可能かどうかの相談をもらったが、参加人数が明確でないこと、また、このような飲食物の申請は認めていないとの発言があった。山田は、支出規模としても議案を拒否しても特段の不利益はないとして、承認せずに議員の皆さんに判断を委ねることにしたと説明した。文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐より、今回の支出を独自財源として出そうとした理由が問われた。境家は以下のように主張した。

参加人数は 27 名である。後藤の質問に対して、飲み物は、1 時間半の長丁場であったため、熱中症対策も兼ねた必要最低限の水分補給であり、飲み物の支出は必要であったと考えている。そのほかの飲食は趣旨で話した通りお堅い会ではなく、親睦を深めるためにもアイスブレイクの材料と判断しこちらから払った。境家は金額も必要最低限であり、また、糖分の摂取としても妥当であったと思う。おしぼりはコロナ対策のためであり、ポストイットなどは顔合わせのための名札の作成に用いた。以上より、健康管理の維持と活動が趣旨に沿っていることから申請した。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太より、熱中症対策であるなら、なぜスポーツドリンクではなくコココーラであるのか質問がなされた。これに対して境家は、アイスブレイクとしてスポーツドリンクやお茶であるとお堅い印象になると説明した。これに対し三河は、熱中症対策の意味であるならスポーツドリンクの方が妥当であるため、アイスブレイクのために用意したということで良いかと再確認した。境家も主な趣旨としてはその通りであると述べた。山田は、アイスブレイクとして飲食物が充足してい

るように見えるため、これは飲食費を一人 150 円ほど出せば足りるのではないかと指摘し、公的資金であるゼミ費を役員の相互交流が深まることに用いた理由の説明を求めた。境家は、初回の顔合わせであったことと、より多くの参加者を募集するために独自財源から支出する決定を行ったとした。また境家は、参加費を徴収した方が妥当であると考えているが、ゼミ外から徴収するのは問題であり、ゼミ代表の方からも拠出金をいただいているため、そちらの方々に還元するのはよいと判断したと説明した。続けて境家は、役員会だけであるなら、参加者から徴収してもよいのではないかと考えており、現時点では支出はしないと述べた。山田より、全員構成員であったのなら、飲食費は独自財源より支出しなくても良いのかという確認がされた。境家は肯定した。

山田は、簡単な飲食会が全体に拡充されているのであれば、問題はないが、今回は一部の人に提供されたとなると理解を得難いと述べた。我々が塾生からいただいている自治会費で食事をしたら猛烈なバッシングを受けるのは容易に想像できることであり、今回の使い方は理解ができないと述べた。手続き的には、このまま承認しても却下になるが、内容を訂正することは自主的にしかできず、オールオアナッシングにするかは問えないが、そういう選択肢もあることを明示しておくとした。三河は議案の修正は提出者ができるので、仮にしたいのであればマイネームなど消耗品費のみの議案に修正する等、一部取り下げができるかどうかと質問した。境家の自分の判断でもよいかという質問に対し、山田は一般定期には議案説明者は全権を迫ってここにきているという認識である回答した。それを踏まえて境家は、修正するなら再度提出という形をとりたいと述べた。境家は、構成員について指摘は確かに規約 9 条 1 項についてであるが、3 条 2 号の定義で本会構成員は 3 役及び常任委員となっており、委員長に聞いているが明文規定がないので明確な回答がもらえなかったので、3 条 2 号の構成員の常任委員を有すると解釈したと説明した。続けて境家は、今回については委員会の拠出金から委員への還元という形を取っているのでは、その解釈に相違があると思うと指摘した。三河は、規約については団体の規約上の問題点であり、自分の解釈は変わることはないとし、本件に関しては構成員でない人を含めた会という認識であることを確認した。

山田は、境家の説明の中に、おしぼりの説明があったが、全協として、これ以上コロナ対策費を設けないとしていると述べた。そのため、コロナ対策を名目とした物品の購入には気を付けてほしいと理解を促した。境家は、以後そのようにするとし、今回は、構成員か構成員でないかという点が重要だと考えているので、これらの点は委員長に報告すると述べたうえで、一旦こちらで提出させていただきたいとも発言した。これに対し三河は、もし仮に構成員でないとしても代表者が出てきたグループでもろもろの共有をしているのであれば、いずれにせよゼミ生にはオープンにされていないという点で大差がないと指摘した。特に飲食については支出を認めない方向だと述べた。山田は、ゼミナール委員会の成り立ちの話であるので全塾ゼミナール委員会中心で足並みそろえてほしいと述べ、議員に対して、規約上どちらが正しいか分からないという前提での判断をお願いした。芝学友会会長 荒井大輔は、自分自身は消耗品費について特に反対ないがこのまま議決採ると消耗品費も否決になるのかと質問した。山田は、監査上の減点では特別支出承認申請がなされていない状況が減点と解釈されるため、監査をする側の観点からすると特別支出承認申請が却下されるのは一種の判断材料になりうると回答した。山田は、原則としては該当しえないという解釈もできうるし贈答品と解釈もできなくはないと述べた。事務局長 佐々木菜緒は贈答品費と消耗品費で分けて考えてほしいと述べた。山田は、協議会としては品目ではなく詳細について判断していると述べた。山田は対象外の品目に今回のものは含まれていないと認識しており、減点という観点では特別支出と判断して議決が否決だと減点になると述べた。後藤は、今回の件を認め、番号

が割り振られた場合一旦特別支出扱いになるか確認した。それに対して山田は、それは我々の手続きの話であり、適切に処理すると回答した。後藤は、今回の会に参加した人が構成員であるか否かが大事ではあるが、ゼミの代表として参加したとするならば、そういった会合に出席するのも役目であり、他ゼミの情報が対価であるべきで、そこに飲食物などで対価を支払うことにあまり対価としてはよろしくないと指摘した。

境家は、もともと飲食を提供することを書いていたのではなく、飲食物をアイスブレイクのために使用したことを鑑みて、政治学科との大会で合同チームとして参加するということになっていると述べた。続けて境家は、そこに際し他ゼミとの交流を図り、交流を活発にするということに重点が置いてあると思っており、飲食費が対価になっているとはこちらとしても思わないと述べた。後藤は、私も一番の対価は交流だと思っているのでそこは認識が一致していると述べたうえで、経験則になるが、私自身長の会合のときにお菓子ないと仲が深まらないという関係性だとは思わないし、そういうものがなくても会話が弾むような人々だと思うので、固定概念はいらぬのではないかと思うとも述べた。三河は、ゼミナール委員会の規約云々については申し訳ないと謝罪したうえで、それについては団体内でやってもらえない点、今後適切な対処を考えていきたい点を述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で否決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(6) 矢上祭実行委員会の独自財源特別支出承認申請

矢上祭実行委員会より独自財源特別支出承認申請が上程され、矢上祭実行委員会財務 松枝尚明は、議案資料 20230819-06-YGM に記載の通り説明を行った。

松枝は、7月期に装飾物作成のための材料運搬に使用するレンタカー代とガソリン代について独自財源特別支出承認申請の許可をいただいたが、使用額が若干高くなったため事後申請をしたいと説明した。1番項について、レンタカー代に関しては、7月期は備考の5点目の通り9,350円で申請したが、レンタカーの使用時間が想定よりも長くなってしまったことにより実際の使用額が10,065円となったと述べた。レンタカーの使用時間が長くなった原因は、買い出しに行く際に私が聞いていなかった川崎に木材を買いに行くという用件が付け加えられたことであるとした。2番項について、ガソリン代に関しても木材の購入のために川崎に行ったという同様の理由で走行距離が長くなり、使用額が多くなってしまったと説明した。7月期の申請額より実際の使用額が大きくなってしまったことに関してお詫び申し上げると謝罪した。

事務局長 佐々木菜緒は、1番項の交通費に関して、車種おまかせプラン8,415円の算定根拠を伺いたいと述べた。事務局で調べた限りこちらのコースだと一般料金が適用されて7,700円、東京料金でも税込み8,360円になるのではないかと質問した。

松枝は、レンタカーを借りる時間によって若干異なり、領収書を見ると8時間の利用でこちらの金額になっていると述べた。

佐々木は、8時間の利用となると、元々6時間で組まれていて超過料金が2時間分という計算かと質問した。松枝は、そうだと述べた。

佐々木は、超過料金だとそれはそれで合わないと述べた。

塾生代表 山田健太は、かかってしまったものだから、最安値が仮に10,000円ジャストだったとしてもかかってしまった事実には変わりはないと述べた。算定根拠の確認はこの後Slack上で事務局からさせていただくので、延長料金という形なのも含め、実際どういう計算結果なのかを担当者と確認していた

だきたいとした。そのうえで、車で行く人は川崎に行くことが分かっていたのかと質問した。

松枝は、前回の定例会の時点では予定になかったと述べた。

山田は、事務局からの質問の意図の1つは、仮に現場でやむを得ず川崎に行かなくてはいけなくなったら行くしかないとは思いますが、行くにしても現場レベルでもできる限り最安値になるように努力してほしいということだとした。今回はある意味矢上祭実行委員会の連携不足による超過だが、レンタカーは渋滞に巻き込まれて返却が間に合わないということが過去の例を見ても結構あるため、事前申請で出す時には数時間分ぐらいの余裕を持ってほしいと述べた。保険に入っていればいいということではなく、安全運転はしてほしいので各道最高速度で走ったら間に合うというような計算はしてほしいとし、どのくらい伸ばすのが現実的かはケースバイケースだが、数時間分ぐらいのバッファをとることを今後は念頭に入れ、来年以降にも引継ぎをしてほしいと強調した。交通状態によっては予測せずとも遅れてしまうことがあるので今後は気を付けてほしいと念を押した。

松枝は、次回以降はレンタカー代、ガソリン代については少し余裕を持たせて申請しても大丈夫ということかと質問した。

山田は、例えば今回は元々9,350円だったと思うが、「交通渋滞があつて2時間遅れると10,065円になるので、基本的には9,350円で収まる予定だが10,065円で申請したい」という趣旨であれば事前申請が認められると説明した。複数検討したうえで理由説明をして出していただければ、我々も基本的には9,350円だという認識で許可できるため、説明文を書いていただければと思うと述べた。

松枝は、承知いたしましたと述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(7) 應援指導部の独自財源特別支出承認申請

應援指導部より、独自財源特別支出承認申請が上程された。

應援指導部チアリーディング部会計 安田陽香は、全て議案資料 20230819-07-OES-001 に記載の通りだが、一点修正があるとし、こちらの議案を Slack にて提出した直後に合宿にかかる費用に少々変更があり、合宿費の宿泊費の申請額を 28,000 円から 29,300 円に変更したいと述べた。理由としては、こちらの費用は合宿にお呼びする予定のコーチの方の宿泊代だが、コーチがいらっしゃる日の夜ごはんが通常のものから BBQ に変更となったためであると説明した。2名のコーチを2日にわたってお呼びする予定だが、そのうち1名のいらっしゃる日の夜ごはんが急遽変更になり、追加料金として1,300円分が夜ごはんにかかるため、できれば29,300円で申請したいが可能かと質問した。

議長 三河創太は、議案の修正は可能なので今この場で29,300円にすると断言していただければ問題ないと述べた。

安田は、ではそちらで申請させていただきたいと述べた。

塾生代表 山田健太は、8月分のコーチ代は安くなったのかと質問した。安田は、1月期の全塾協議会で申請させていただいたのは8月にどのくらい練習するかを予想して算出した額だとしたうえで、合宿を行うことを想定しておらず、合宿の期間を通い練習という形で考え8月中に練習を多くする予定で申請額を出していたが、実際は合宿に行くことになり、その分の練習回数が減ったことで8月分の通常のレッスンとしてコーチをお呼びする回数も減ったためにコーチ代が安くなったと説明した。

山田は、分かりましたと述べた。これでしっかりとやっていただけるのであればいいのではないかと思うと述べた。

應援指導部吹奏楽団会計 西田祐理子は、議案資料 20230819-07-OES-002 の通り事前申請したいとしたうえで、2つ目の夏合宿費に関して、先ほどのチアリーディング部と同様に、夕食がBBQに変更になったことからプラス1,300円の29,300円とさせていただきたいと説明した。一件事後申請が発生してしまい大変申し訳ないが承認していただけると幸いですと述べた。

事務局長 佐々木菜緒は、事後申請の6,300円に関して、事後申請のわりに金額がきれいにそろっている印象があるが本当にこの金額でよろしいかと質問した。

西田は、議案を提出した日に出金したため、議案を提出した際はまだ出金していなかったとし、6,300円というのは見込み額だと述べた。

山田は、いくら分かるかと質問した。西田は、少々お待ちくださいと述べた。

佐々木は、金額の超過だと監査で減点対象になるため、事後申請ならば修正しておいたほうが良いと述べた。

西田は、減額し2,594円ですとお願いいたしますと述べた。レジ袋代5円が入り合わせて2,594円なので、その場合2,589円の申請になるかと質問した。

山田は、これを買うために必要だったレジ袋であればいいのではないかと述べた。一覧にはないのでレジ袋代5円が追加であるということかと確認した。

三河は、宿泊代2か所及び事後申請について修正のうえで議決をとると述べた。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

山田は、有意義にやってほしい。合宿はくれぐれも気を付けてください、と述べた。

(8) 国際関係会 交付金特別支出承認申請

国際関係会より、交付金特別支出承認申請が上程され、国際関係会財務 小川侑之助は議案資料 20230819-08-IIR に記載の通り説明を行った。

小川は、国際関係会内には米国のスタンフォード大学との交流を行うSKIPプロジェクトというものがあり、コロナ期間においては一時休止していたが、例年であれば日本人、主に塾生を日本から米国のスタンフォード大学の団体のほうに派遣するという活動を行っていたと説明した。今回はコロナが収束してきたこともあり、例年通り米国より学生を招く形態での活動を予定しているとしたうえで、交通費に関して承認していただきたいと述べた。

塾生代表 山田健太は、主に塾生という趣旨の発言があったがそれはどういう意味かと質問した。

小川は、2019年以前のデータが今の段階では確認できていないということなので、当時の派遣担当者の印象で主に塾生という曖昧な表現になっていると述べた。

山田は、以後はどうかと質問した。小川は、先日の定例会においてもご指摘があったと思うので、これからはしっかりと記録をとっていくと述べた。

山田は、記録はもちろんとらなくては行けないが、以後は塾生以外は送らないという認識で合っているかと質問した。小川は、以後は塾生のみということは、部員は派遣しないということかと質問した。山田は、塾生というのは部員か部員じゃないかという話かと質問した。小川は、そちらに関しては全員塾生だと述べた。山田は、塾生外となると話はだいぶ変わると述べた。小川は、失礼いたしましたと述べた。

山田は、先月の議論があるため一旦議員の皆様に戻したいと述べた。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は、異なるプロジェクトだとは思いますが、先月期の議案について、議決には至っていないものの自身は反対する旨の主張をしたと前置きしたうえで、特に飲食費に関して、

他の団体と比較すると高いのではないかという点で反対の趣旨の発言をしたと説明した。そのうえで、一定程度意義のあるプロジェクトであることは間違いないと思うので交通費に関しては支出してもいいのではないかと述べた。

山田は、大前提として申請は交通費だけということかと質問した。小川はそうだと述べた。

山田は、ホームステイする場所は書いてあるが、これだとプログラム内でどこに行くのかが分からないと述べた。2点質問があり、1点目は各自がホームステイする場所はどのような基準で選定されているのかということだとしたうえで、場所に応じて金額が変わるわけだからできる限りプログラム内で移動コストの低いようなところにホームステイしてくれたほうがいいと付け加えた。2点目はどのような金額をもとに交通費の各金額が算出されているかを知るにはどうしたらよいかということだとした。小川は、1点目に関しては、塾内に限らず広くホストファミリーを募集したうえで、応募していただいた方との面談などを通して最終決定をしているとし、それぞれの家庭にアメリカから日本に来る学生を割り当てたと述べた。

山田は、塾外からも選ぶ場合があるのかと質問した。小川は、ホストファミリーに関してはあると述べた。山田は、実際どのくらいあるのかと質問した。小川は、今手元にデータはないので正確な数は分からないが、基本的には塾内の候補が中心となっていると思うので、情報が行き届いている範囲ということ考えると主に塾内またはその友人や家族というケースが多いと述べた。山田は、ホームステイ先の人かどのような人かということは国際関係会側では把握していないのかと質問した。小川は、SKIP プロジェクトのホームステイ担当者と連絡をし、面談をしたうえでどの家庭にするか選考を行っているとして述べた。山田は、その選考のデータを見れば分かるということかと質問した。小川はそうだとし、住所や氏名等の情報は資料にすべて記載があると述べた。山田は、住所と名前だけだと塾内の人間かどうかは判定できない気がするが、塾内の人間かどうかという項目はあるのかと質問した。小川は、私は今は分からないと述べた。

山田は、私の個人的な感想に近いかもしれないが、ホームステイを受け入れるというのは分かりやすい国際交流の一つだとは思いつつ、自分が行かなくとも外国人と簡単に交流し生活レベルから知ることができる選択肢であるうえ、自分たち側は大きくコストを負担しなくてもいいというメリットもあると述べた。そういう意味では積極的に塾生の人にとって還元される余地ではあってもほしいとしたうえで、塾生広範に応募したものの全然候補者が出てこないということならばそれは一定やむを得ないが、特段ホームステイの募集についての広報が私の中で印象深くはなく、先の議論と同じで広報的なところが足りていないのではないかと見解を示した。事務局と確認したが今アップロードした資料が算出根拠ということかと質問した。小川は、間違いありませんと述べた。山田は、プロジェクトの人がどこに行くかを決めているということかと質問した。小川はそうだと述べた。

山田は、確認してもらったが我々の中で最低金額ではないもののがかなりあるとし、これを一つずつここでチェックしていくのは大変であるため、申請額を上限額としたうえでこちらのほうで細かく確認をするという手もなくはないと述べた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、その場合額は変わるのかと質問した。

山田は、結果としての支出を抑えるということにするのか、もう一度議決をとるのかで話は変わってくると述べた。一般的にはそれだと事後になる。こちらから能動的に内容を変えさせるということはやってはいないとした。

後藤は、今指摘だけすればいいのではないかと述べた。山田は、尋常ではない数、パターンであるため

精査が終わっていない項目もあるとし、指摘をしてもいいが指摘をしたところでこの場でファクトチェックに至れないと述べた。

後藤は、この場でこの金額で OK を出して、実際は下がるのが約束されるのか、それすらも分からないのかと質問した。山田は、まずいくらに下がるのかも不明瞭だとし、理由があってこの金額の可能性もあると述べた。後藤は、その場合もあって分からないということかと質問した。山田は、分かり得ないと述べた。

後藤は、だからこの金額で OK をすることしかできないということかと質問した。山田は、質問の意図が分からないがそうだと述べた。後藤は、それならば仕方がないのではないかとし、下げることは可能だと思えるというのは憶測にすぎない話だと述べた。山田は、下げることは可能だと思えるというのは誰の発言としてかと質問した。後藤は、最低額ではないものも混じっているが一旦これでいいかどうか決めてほしいという感じかと質問した。山田は、下げるのが可能であるとは誰も申し上げていないと思うので、少なくとも最低金額ではないと我々の中で認識しているものが一部あるという話だと述べた。

後藤は、そのうえで認めるかどうか決めてほしいという話かと質問した。山田は、そのうえで今把握しているものについてこの場で指摘をすべきだということなら全部するが、それをすると今議会の時間がだいぶ押してしまっている状況に拍車をかけることになりかねないので、どうするかは議員の皆様にご判断委ねるという意味だと述べた。後藤は、指摘をしないと他の団体と差分をつけることになるため指摘したほうが良いと述べた。やり方自体は任せるが、時間がかかるので何も言わないというのは良くないと述べた。

三河は、指摘をするだけでも許されるのかと質問した。

山田は、後藤議員としては他の団体とスタンスを合わせるべきだということだと思えるので、指摘をするだけで事実確認をしないのであれば後藤議員的には意味がないのではないかと述べた。後藤は、指摘だけして次の議案へというような方法自体は任せるが、時間が延びているし項目数が多いからという理由で何も言わないというのは良くないと述べた。

山田は、A4 一枚以上あると述べた。後藤は、これまでやっていた確認をこの団体はやらなくていいと言って議決に移るのは違うのではないかと述べた。

山田は、後藤議員が議員になってからの話としてはあまりないかもしれないが、今までも時間に限らず一定の信用をもとにパスしたものはあるとし、この辺は執行機関側の裁量に任せようというものについては常に議会の中でバランスをとって判断してきたと述べた。事実として当日になってみないと細かく調整しきれないものは色々あるわけだから、そういう意味で裁量に任せるということは別にそこまでスタンダードからそれることではないと思うとした。ただ、後藤議員のご指摘は正しいと思うと述べた。

後藤は、そういった事例があることを知っていたうえで先月期の諸々も踏まえて確認をしたほうが良い団体なのではないかということだと述べた。

三河は、確認をしていただいたほうが良いとは思っていると述べた。どのくらいかかる想定かと質問した。

山田は、分からないと述べた。そもそも最安値という概念も難しく、例えば浅草花やしきに行くといっても最寄りと呼ばれるものは複数あり、1 ルートを選定に考えたとしても 1 分多く歩けば数円安くなるというように、金額の違う回答が複数あると述べた。

三河は、相当な時間がかかるということかと質問した。

山田は、今までの想定で考えると下手すると 30 分以上はかかるとし、今すぐ答えてもらうというのも酷な話で、調べながら答えるということになるだろうと述べた。さらに最大の問題として、小川さん自身

も全てのルートが選出された根拠を知っているわけではないということかと確認した。

小川は、私のほうから特別の事情がある場合を除いては最安値で行くようにと伝えてあるが、特別な理由に関しては聞いていないと述べた。

山田は、それは逆に問題だとし、なぜそうしなくてはいけないかという特別の理由をしっかりと聞いていただかなければいけないと述べた。聞かれないのであればしっかりとやらなくてもいいという団体内の認識になってしまうと思うがそうではないかと問いかけた。小川は、その通りだと思いますと述べた。

山田は、今後はしっかりとやっていただかないと困ると念を押した。つまりこの場でこの金額がなぜ高いのかということも聞いてもそもそも小川さんから回答が返ってくることはないとし、一般論に基づく選択肢としてはもう一つあって、この議会では取り扱わないで緊急執行に回すという方法だと述べた。

後藤は、指摘だけして確認していただいて、最終的に緊急執行ということかと質問した。山田は、文面で送ったほうがお互いにやりやすいため、今まで緊急執行に回すという決議をした時にはこの場で口頭で指摘するという事はしていないと述べた。

三河は、緊急執行の際に確認をするという趣旨も含めるかと確認した。

山田は、判断はお任せすると述べた。緊急執行といわれたらやるし、この額を上限としてあとは細かく調整してもらおうというのでもいいし、改めて国際関係会で精査してもらおうという意味決定もあるとした。または否決という選択肢もあると述べた。

三河は、私はしっかりと確認をしていただいたほうがいいと思うので、緊急執行が良いのではないかと述べた。一度これについては取り下げという形になるが国際関係会はそれで良いかと確認した。

小川は、一旦取り下げさせていただき、こちらで精査いたしますと述べた。そのうえでもう一度 Slack などにて提出させていただくという形でよろしいかと質問した。山田は、そうですねと述べた。そのうえでお願いしたいことがあるとし、例えば違う最安値のルート使うと時間に間に合わないというような諸事情があり、意図的に高くしている場合は、書類上にそれぞれ1セルごとに書いてほしいと述べた。

小川は、承知いたしましたと述べた。先ほどもご指摘のあった通り、少し担当者との連絡が足りていなかった部分もあると思うので、そちらに関してもしっかりとしたうえで補足して提出させていただきますと述べた。

山田は、なぜ最安値ではないのかという部分などは、まずは小川さんの納得のいくフェーズを経て、そのあと我々の納得がいくかというフェーズだと思うとし、小川さんが納得していないものを我々に送られても困るので、一旦小川さんのほうで精査していただければと思うと述べた。小川は、承知いたしましたと述べた。

三河は、8番項は取り下げ、9番項についても取り下げでよろしいかと質問した。小川は、自治会費か独自財源かの違いで、算出根拠等は一緒であるため同じように対応させていただきたいと思うと述べた。

三河は、承知いたしましたと述べた。8番項及び9番項については取り下げという形にさせていただくとした。こののち、国際関係会は議案を取り下げた。

(9) 国際関係会の独自財源特別支出承認申請

国際関係会より独自財源特別支出承認申請が上程されたが、団体内精査不足のため国際関係会は本議案を取り下げた。

(10) 芝学友会 独自財源特別支出承認申請

芝学友会会長 荒井大輔は芝共葉祭で配布予定のパンフレットとクリアファイルポスターの印刷代を申請した。それに対して塾生代表 山田健太は、パンフレットは割引を効かせてより安くなるのではと指摘した。荒井は割引かれなかったことを想定して金額に余裕を持たせていると回答した。山田はA3とA4の2種類印刷している理由と230枚を貼る場所について質問した。荒井は200枚近く貼る場所を確保しているとは回答した。事務局長 佐々木菜緒は印刷代の金額が一部違う理由を質問した。それに対しては山田がコストの観点から納期が一番長いコースを申請しているとは回答、そのうえで三営業日前でないといけない理由を質問した。荒井は再検討すると回答し、本議案を取り下げた。

(11) 議員 予算調整に係る会議に関する議案

議員 三河創太・後藤美汐より予算調整の会議に係る議案が上程され、議案資料 20230819-11-OTRに記載の通り説明を行った。

三河はリーダーズキャンプの必要性、毎回開催の可否についての議論を提出したと述べた。塾生代表 山田健太はリーダーズキャンプ廃止の場合予算に関する議論をどこで行うのかを質問し、三河は議会ですると回答した。これに対して山田はリーダーズキャンプについて塾生代表の召集に基づいて開催されていると説明した。議会と違い処罰が存在する点や議会に予算調整権がないことからリーダーズキャンプの必要性を訴えた。

三河は最終的な予算を議決するのが議会である以上、議会がいらないと判断すれば廃止できるのではないかと質問した。山田は塾生代表の要請で集められたリーダーズキャンプを議会に止められることによる議会と執行側の不和を不安視しているとは回答した。山田の回答に対し、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は議会でないとしたらどこで議論するのかを質問した。山田は現時点では不明とは回答した。加えて後藤はリーダーズキャンプの形骸化を指摘し、予算折衝がある中で毎年3日間実施することに疑問を呈した。山田はリーダーズキャンプを実施しない場合代表の裁量で予算を決めていいのかを質問した。それに対して三河は代表が決めたのち議会が承認する形を提案した。山田は、リーダーズキャンプは弁明の場であり、無くして良いのなら構わないという見解を示した。後藤も議会でもどのように承認が取られてもやるかどうかは代表が選べるため代表次第であると答えた。ここまでの議論を踏まえて山田は2週間後に開催されるリーダーズキャンプの開催可否について質問した。後藤は団体数を減らすこと、そのうえで開催の必要がなくなれば開催しないことを提案した。体育会本部主幹 田村秀章も同調した。

対して福利厚生機関本部代表 村井祐樹は予算折衝の場としてのリーダーズキャンプの存在の必要性を主張した。

四谷自治会会長代理 藤村理音はどうしても必要なら開催するべきだが他で開催できるのなら他で実行すればよいのではないかと回答した。また毎年開催する必要はないという見解を示した。

芝学友会会長 荒井大輔は2週間後に差し迫った状況であるため開催すべきとした。

これらを踏まえて山田は最高意思決定機関である議会の決定は強い意味を持つとして、開催すべきか否かそれなりの根拠を持って答えてほしいとした。後藤は交付金会計が存在する団体だけに減らすことを提案し、交付金をもらっていない団体については塾生代表の監督権を行使することを提案した。

田村も団体数を減らしたうえでの開催が妥当であると主張した。

一方で村井は現状通り開催すべきとした。藤村は代理であったため意見については述べられないと主張、三河も団体数を減らしたうえでの開催を主張、一方で減らす団体の基準については議論する必要がある

あるとした。山田は減らす基準について後藤の基準の採用を提案した。田村は明確なラインは分からないとした一方で、三河は提案に賛成した。山田は後藤の基準だと 11 団体ほど減ると報告した。

これを踏まえて三河は開催日数を 2 日に減らせないか提案した。山田がこれの可否について全塾協議会事務局財務部長 原惇人に質問すると、原は独自財源のみの団体がリーダーズキャンプに参加しないと開催意味がないと回答した。また山田も 2 日に減らすのは難しいとの見解を示した上で独自財源のみの団体の予算調整は塾生代表に一任する方針が良いのか確認した。後藤は資料を共有したうえで、書面上については議会に確認すべき、議員が直接意見を述べる場はなくなってもかまわないと回答した。山田は本議案について目的が時間的な問題かコスト削減であるのか質問した。三河は時間的な拘束と回答したがそれ以外にも問題はあったとした。加えて後藤は物理的な量を減らしたことによる負担の軽減をメリットに挙げた。

これを踏まえて山田は負担の大きい事務局員、塾生代表の負担は減らせると説明したうえで議員は出席しなくなるのか質問した。これに対して後藤は議員が不要と判断した場合予算折衝と変わらなくなるためリーダーズキャンプを開催する必要はないと説明した。山田は議員の参加について言いたいことがあるのなら参加すべきとしたうえで来年以降の話はあとに回すべきとの見解を示した。また予算折衝を実施するのなら議員が参加したくないのなら参加しなくても良いとした。荒井はリーダーズキャンプについて開催すべきとした。

山田は本議案において 2 週間後のリーダーズキャンプの開催の是非を確認できれば良いのか確認した。後藤は代表が参加要請を出すのであれば参加するとし、三河は通常開催を提案した。後藤は 2 週間後に迫っているから通常開催するという方針には反対した。ここで三河が一時休会を宣言し、再開後は山田にリーダーズキャンプの意義を質問した。山田はリーダーズキャンプを予算折衝の最終版と位置づけしたうえで意義はないと回答した。一方で上部団体に懸念点をアドバイスしたり多角的な視点でチェックしたりできる場であると説明している。これらの意見を踏まえて三河は 2 週間後の今年度リーダーズキャンプについては通常開催を提案し、後藤も異議なしとした。山田はリーダーズキャンプを開催する意義はあるとしてやめる意味もないとの見解を示した。本議案について三河は取り下げを提案したが山田により議決しなかったことでよいのではとの指摘を受け保留となった。後藤からは今後については毎年協議のうえで開催してほしいと説明した。

(12) 塾生代表 事務局の保有する物品の処分に関するご報告

塾生代表 山田健太より事務局の保有する物品の処分に関するご報告が上程され、議案資料 20230819-12-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は 2019 年に作成した宣伝用のティッシュとパンフレットの処分が提案された。パンフレットは 2578 個残っているが、古い情報が掲載されているため廃棄、ティッシュは無料配布することとなり、廃棄の承認を求めた。

本議案について全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は議決を取るべきと進言した。対して後藤は湘南学祭実行委員会の同様の議案について議決を取らなかったと指摘した。これらを踏まえて、山田は破棄に関しては基本的に議決を取らないが、湘南学祭実行委員会の議案は受取人に問題があったため議決を取った。ポケットティッシュは広報のためという方向性は変わっていないため議決を取らないと説明した。これに対して三河はポケットティッシュも議決を取ったほうが良いのではと提案した。山田は一個も破棄するなというのを団体に強制するのは難しいため議決は不要とし、被受益者が変わるほうが重

要と主張した。

これを聞いた三河は議決を取るか質問した。山田は議決を取る場合今後もとることになると回答した。また後藤はパンフレットの廃棄についてもともと廃棄するために作られたわけでないため趣旨が変わるのではないかと指摘し、山田は新規の受益の変更を生むわけではないため予算執行の範囲内であると回答した。

これを聞いた後藤は受益者が変わるのなら申請に違いが出てくるため議決をとるべきと主張した。その上で後藤は 2019 年の特別支出許可一覧を請求した。山田は画面共有で提示した。事務局長 佐々木菜緒は支出時期が明記されていないことを補足した。これを踏まえて山田は今後受益対象者を明記するべきと提案した。後藤も同調した。以上で本議案の報告は終了した。

(13) 塾生代表 緊急執行に関する議案

塾生代表 山田健太より、緊急執行に関する議案が上程され、議案資料 20230819-13-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は国際関係会が 7 月に提出した特別支出に関して、国際関係会が説明義務を果たさないため留学終了時に動画やレポートで予算の使い道を報告する義務を追加したと述べ、自身の監督不足もあると謝罪した。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は根本的解決にならないこと、本件が先例となることを危惧しこれに反対した。これに対し山田は、飲食費に関する明瞭な規定を設けるべきであったと述べ、留学に関する申請は取り下げたが、国際関係会の財源のクリア化が進んでいる点も踏まえあくまで事業は止めず前向きに進めたいと方針を示した。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐が詳細を尋ね、山田は国際関係会がどこを削ったかは確認中だと回答した。

芝学友会会長 荒井大輔が取り下げたのは先月の 4 番項と 5 番項かと確認を取り、これに対し山田は肯定した。

全塾ゼミナール委員会委員長 三河、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤は反対、その他賛成により全塾協議会 議会はこれを可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(14) 塾生代表 議会運営規則の改正に関する議案

塾生代表 山田健太より、議会運営規則の改正に関する議案が上程され、議案資料 20230819-14-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は議員の欠席や代理申請の増加を受け、

1. 議長欠席への備えを目的とした副議長の設置
2. 議員の欠席並びに代行による出席の場合に関する規程の設置

を提案した。2 に関して、山田は欠席・代理申請理由を議長に報告し承認をもらい、名前とメールアドレスを提出してもらう予定だと説明した。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(15) 塾生代表 全塾協議会の議事録の基本方針に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会の議事録の基本方針に関する議案が上程され、議案資料 20230819-15-JSD に記載の通り説明を行った。

全塾協議会規定第22条第3項以降にあるように議事録には署名が必要であるが、一向に署名が集まらないため、議事録が公開できない。そのため、署名を集めることをあきらめることはしないものの、塾生代表の責任の下に、署名がない議事録を公開する方針が提案された。山田は問題点一つとして誤字が発生していることを指摘し、書類を修正した際に当時の議長ではなく、今の議長の署名をもとに公開すべきであると述べた。また、公開が遅れたことの弁明を塾生代表が述べる必要があると山田は述べたが、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太は誤字を見逃したのは議長であるから議長がすべきだと反論した。

それに対して山田は一次責任は議長にあり、最終責任は塾生代表にあり、議会運営規則にも説明責任は議長にあるものの、全体責任は塾生代表にあると書かれているとし、何かあったときに対応するのが塾生代表であると説明した。三河は現行署名しているのは議長であるから何かあったときに説明するのは、議長であるのではないかと質問し、他の議員にも意見を求めた。

文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐は、議事録を未完成な状態で公開すること自体に賛成していないと述べた。芝学友会会長 荒井大輔は過去の議事録は公開されているべきであり、その上で未完成な状態で公開するのであれば、塾生代表と議長の連盟ではいけないのかと質問した。山田は署名は多いに越したことはないため、議長に追加で署名をもらっても良いとした。三河の仮に私が署名をした後に、当時の議長から署名がもらえた場合は、我々の署名は削除されるのかとの質問に対し、山田は、署名は消す必要はないため、仮に署名をもらえたら、位置をずらして我々の下に署名してもらうことになる述べた。後藤は、その月に議長を務めていた者の確認が必要なのか、議長職を務めている者の確認が必要なのか、どちらが正しいか質問した。例えば三河が過去の事案で誤字を見つけた時に修正とかができるのかということだと補足した。山田は、頻度の問題ではないが誤字は多少あることは考えられるため、公開を最優先に考えると、多重チェック機構では公開にさらに2~3年かかることを危惧した。三河も当時の議長に署名を書いてもらうのが望ましい同意した。山田は、責任云々というのなら過去の分も公開してもらう必要があるが、能動的に過去のチェックをしてもらうというのは難しい。責任が取れないのであれば、責任をとれる人にしてもらう必要がある、塾員センターに連絡するにしても最高責任者の署名が必要になると述べた。

後藤は、今の話に関しては、その議員単体として議事録に協力すればいいと述べた。それに対し山田は、それは不可能であり、責任が議会にあるという第22条1項に違反しているとした。そうした場合に今ルールを破っている状態が継続していることに対して、速やかに修正する必要が出てくる中で、議事録を公開しなければならないという規則を議事録を公開するのに署名が必要と読む必要はないと述べた。後藤は現状の規約上であれば、過去の議長に連絡を取るなど協力することが責任の取り方になるが、責任というのであればどのように責任をとるのか質問した。三河は、議事録の進行はブラックボックスにあり、公開されている状態でないため、過去にさかのぼりようがない。協力を拒んでいるのではなく知ることができないため、何らかの方法でやり方を試みると述べた。

山田は、最大の問題は、ルール違反が継続していることであり、これを抜本的に解決するには、一項は四項よりも重要視されることが多く、全塾協議会の不手際を謝罪したうえで、議事録の公開が優先である。署名がなければ公開する必要がないと責任のある立場の人が言うのは、公開しない状態を継続すべきだと言っているのと等しいと述べた。後藤は、議長の署名がなくてもいいということは議長の署名がいただけないからという認識で正しいことを確認し、連絡が取れる状態にあるのなら塾生代表の一存で公開するのではなく、真正な議事録であるためにワンクッション挟んだ方が良く述べた。山田は、議

長の署名は求めているが、連絡がいつ帰ってくるかわからない。公開されるまでブラックボックスの中にある議事録に OBOG を含めて興味をもつ人も多いため、出来上がった時点で速やかに公開し、修正があったらお詫びをして掲載するのもいいのではないかと提案した。三河は、当時の議長に連絡することはできないかと述べた。山田は、返信が全くないこともあれば、著名が来ないこともあり、連絡が来ていても待たないといけないという状況を指摘し、この状態が続くことが問題であって、協力いただいて頑張ってきている中で、署名の問題で止まってしまうのは塾生にとって正しい判断ではないのではないかと述べた。続けて、致命傷な誤字は今のところ見つかっておらず、個人情報保護法が改正された場合に修正が必要になってくる可能性も考えると、速やかに対応できる必要があると述べた。

三河は、それであれば、当時の議長の署名を求め続け、それが規約上真正ではないものと明記した上で塾生代表の署名で出すということで大丈夫かと確認した。後藤は当時の議長の署名が意味あるものであるならば、塾生代表の署名が必要ないのではないかと意見した。山田は、全くのでっ上げ出来ないことの確認が必要であり、署名を求めないとしても、一定程度品質を担保する必要がある。自分が内容を読んだ時点でおかしい点がないということは誰かが責任を負う必要がある。特異的に責任を与えているということで塾生代表の署名を書くつもりであると回答した。後藤は、書きたいのであれば、書いてもらっていると述べた。山田は、今の話を聞いても不要だと思うかと問うた。後藤は不要だと述べ、三河はあっても良いと述べた。山田は、議長は変わるため、いつの時点の誰が責任に責任があるかは明確であるべきと述べた。後藤は、役職としてではなく個人として責任を負うことかと聞いた。山田は、役職と個人を分けることは難しいかもしれないが、塾生代表山田健太として責任をもって公開することであり、次の人に全く責任がないわけではないが、署名した人が責任を持つということだと述べた。三河は、真正なものではないというのを明記するというのでよいか尋ねた。山田ももともとそうならそれでも良いと述べた。

三河は追加で 1 番をこのままでも良いか聞いた。山田は、当時の議長の署名を追加するという文言を加えても良いが変更する必要がないなら変えなくてもよいと述べた。三河は真正さを求めるのならば必要であるとした。後藤は、2 番目で議長の署名がなくても公開しているのならば、修正も同様に良いのではないかとし、真正なものではない状態で公開して、再度署名をもらってから真正なものになるか聞いた。山田は、話が変わるは、削除の必要があるのかということであり、可愛い誤字だとしても、削除しなければ、当時の議長がその責任も負うことになるかと危惧した。後藤は名前の書いてある以上そのあとの更新は署名のある人の責任になるため、削除するべきではないかと指摘した。山田は全部分けるといふことか確認した。後藤は、2 番項の話で先ほど更新する場合も修正という意味で付け加えるという話だったと述べた。山田は現状そのようにはしていないと述べた。後藤は、公開したものを完全に消すのは微妙だという話だったではなかったかと追加で述べた。

山田はそれを受け、更新の今のところ大きな問題もないため後進の話をいったん終わりにすることを提案した。三河は、誤字は修正しないということかと質問した。山田は、変える責任を他の人に求めるほかになく、その場合はここで方針を決めなくてもいいとし、誤植する割合が高いとして一番項をとったが、不要であれば取り下げるとした。荒井は、今取り下げて議論を限定して行うのもなしではないと賛成した。山田は、厳密に範囲を定義するのが難しいため、1 つ目の提案の更新については取り下げ、議員にももう一度検討するようお願いした。後藤は、今思っていることとして、1 つ目の提案にただし当時の議長の署名も必要と加えるというのはどうか尋ねた。山田は、その間の議事録の扱いが真正だったものから申請ではないものに格下げされてしまうメリットを聞いた。後藤は真正ではなくなるものの、2 番項とそれほど変わらず、更新をスピーディにするなら問題ないとした。山田は、2 つ目の提案は特定の議長と生

涯連絡が取れない可能性を考えている。1つ目の提案ももともと申請と認められているものを申請ではなくしてしまった場合、二度と真正でなくなる恐れがあると指摘した。後藤は、それについては2つ目の提案も同様であるとした。それに対し山田は、多少の誤植は含むものの真正であるものと真正ではないものが公開されることになるが能動的にグレードを下げに行くのは避けたいと述べた。後藤は、言っている意味は分かるが、代表が今回の議案を提出したときにスピードか真正さのどちらを重視したか聞いた。山田は、僕はスピードも維持しつつ真正さを維持することが大事と回答した。また、第22条を後藤は真正なものとして読み違えているが、そのような感覚でやっていくなら議会を一連のものではなく各個人として捉えるのならば1番は解釈上一致しないので取り下げると答えた。

後藤も理解を示し、三河も1番は取り下げに賛成した。田村も当時の議長の署名を求めるのは難しい部分もあると思うので、公開する際に明記した上で代表と議長が署名をすればよいとした。ここで山田が、先ほどの議論においては議長の署名は意味をなさないということでもとまるのではないかと指摘し、三河は議長の署名は意味がないので代表のみの署名で良いのではないかと提案し、山田もそれを受け入れた。三河は問題ないようなら1番項は取り下げ、2番項に真正なものではないということを追記して採決すると述べた。山田は、認めるから真正なものであるのは分かるが、何ら問題なく署名された場合は真正なものとは限らないとした。後藤は、そのような文言がある議事録を出すのは混乱を生みかねないとした。

山田は、そこについて今回結論を出し、一連の表紙に「8月期定例会において署名並びに責任をもってして本議事録が真正なものとは限らないが公開する」という文章が入ると思うと述べた。三河は、真正要件は議長の署名であり、署名がなければ問答無用で真正ではないと意見を述べた。山田は、真正というのは承認とは違うので議長が書いたから真正なのではなく、議長が真正なものとする場合、それが真正となるということだと述べた。三河は、「真正でない」と「認められてない」とは何が違うのかと聞いたところ、山田は同じであると答えた。加えて、100%真正ではないと断言する方が何ら問題なく真正なものとして認められた場合に相反するため、混乱を生むとした。荒井は、真正という言葉が必要か聞いた。山田はそれを受けて、その言葉は必須でなく、「当時の議長の署名を得たものではない」という文言でも良いが、真正なものではないと書く方が塾生に誠実だと思ったと述べた。当時の議長の署名を得ることは、ファクトチェックの意味が一番大きく、もらわないということは間違っているかもしれないということであると述べた。山田は文言について、真正なものを書くか、書かないで議長の署名をもらっていないと書くか、真正なものとして認められていないという表現にするかの三択でどれが良いか議員に聞いた。三河は後藤に意見を求め、後藤は認められてないが良いと意見を述べた。山田は折衷案をとって、第22条を表紙に明記した上で、署名はないと書き、解釈は読み手に委ねるとした。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(16) 塾生代表 全塾協議会の基本方針に関する議案

塾生代表 山田健太より、全塾協議会の基本方針に関する議案が上程され、議案資料 20230819-16-JSD に記載の通り説明を行った。

山田は追加で議案を提出した。全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太が追加議案を出せなかった理由について尋ね、山田は情報公開範囲の判断ができかねたためと答えた。山田は改革の概要について説明した。全塾協議会が存続することが意義深いというのは妥当であるということの基本方針とし、現状について認知度が低いということを問題として挙げた。新歓実行委員会のような循環になるようにし

ていくことをイメージしていると述べた。

山田は、短期目標は知名度の向上で、長期目標は支持率の向上、自治会費の決定権を有すること、全塾協議会の健康化だと述べた。塾生の発議権について、削除するのは簡単だけど許されないこととした上で、名誉塾生代表が許されないようにするためには簡単に変えられないようにするしかないと述べた。加えて山田は公選議員の設置について、公選議員が執行機関と議員を兼ねていることがねじれを生みかねないにもかかわらず、塾生代表は個人を公選する権利を持っているため、そのような権利を削減するという公言をしたと述べた。

山田は具体的にどこに対応していくかについて、役員会というものに貸与させていこうと考えていると述べた。役員会に権限を付与しつつ、塾生代表のみが決めるのではなく、予算委員会に通してから塾生代表に通す形に変更するということである。山田は、塾生代表を役員会含め支えていく、好き勝手させないという文脈でも、役員会の下に全てを置くイメージ、組織構造でやっていきたいと述べた。

また、山田は全塾協議会には70年代から負ってきた既得権益が存在するが、そろそろ750円で今の活動を維持するのは不可能であると述べた。山田は、値上げをするに至って「全塾協議会って意思決定機関だよな」と塾生からも大学からも言われることを踏まえた上で、いかに民意のある形にできるかを今後の方針にすると述べた。

今公選議員を募ると、いわゆる癖の強い人が出てくる可能性が高く、そのような人たちに大きな権限を与えるのは問題がある。だが、塾生代表が民意を全て吸い上げるのは非常に難しい。山田はこのように述べた上で、正当性とリソースを確保するための組織改革案を提出した。

三河は山田がどこを目指しているのか尋ねた。山田は、議案のままで良いのか悪いのか決めることを目指していると答えた。文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐はこの場で可決したらどうなるのか尋ねた。山田は必要な新しい議案等を作ると答えた。後藤は、三本柱のところだけ今議決をとり詳細は変わるという認識で良いか尋ねた。山田はその認識で問題ないと答えた。後藤は細かいところは今のうちに指摘しなければならないか尋ねたところ、山田は細かいところはのちでもいいと思うと答えた。三河は、細かい点の指摘は議会でやるべきか尋ねた。山田は大筋の関係する指摘は議会でやるべきだと答えた。福利厚生機関本部代表 村井祐樹は二つ目の議会の区分変更がピンときてない、塾生代表と執行機関傘下になるということか、と尋ねた。山田は今と変わらないと答えた。村井は上部団体があるかないかということか、と尋ねた。山田は上部団体については協議が必要だと答え、上部団体があるのはいいが活動が還元していない場合、その組織が継続する意義がどのような意味があるのか、議席を担保することにどういう大義名分があるのかと大学から説明が求められていると述べた。

村井は体育会本部と各体育会の関係について尋ねた。体育会本部主幹 田村秀章は本部が中心的組織であり上下関係ではないと答えた。また、田村は各部が所属しているかはわからないと述べた。村井がさらに福利厚生機関本部のような上部団体としての存在意義しかない組織が他にあるのか尋ねた。山田は私の認識としてはないと述べた。

村井が役員の数について尋ね、山田が5人から10人で考えていると答えた。村井は能力があるかの判断は代表が行うということか尋ねた。山田は、役員の方針の方針が変わらないことを示すため、新規の場合は任命が難しいと答えた。また、次の塾生代表など状況が読めないうちは人事を変えず塾生代表を支えるという選択肢があると述べた。村井は邪推かもしれないが、全塾協議会または塾生代表と傘下団体が仲悪くなったとき、役員をはじけば意見を無視しやすくなる可能性があるのではないかと述べた。山田はそれに対して、お金を出さない理由に作為的なものがある場合、公選の議員に意見を出してもら

うと述べた。また、村井は公選議員の意見が塾生代表にどれだけ反映されるか疑問視した。山田は、役員人事は議会が承認しなければならない、すなわち塾生代表にとって作為的な、悪意のある判断をしたと議会が判断した場合、それをはねることは可能であると述べた。山田は続けて、ほとんど活動していなかった団体が文句を言っていた場合、多くの塾生から見れば活動内容が不十分であると判断するだろう。本当に問題のあった場合に公選議員は追及をすればいい、最終的には塾生代表に対して不信任案を出してもいいと考えているので、そこで権利を保障していくのがいいのではないかと述べた。村井は公選議員が本当にこの理念を守る人なのかどうかというのがわからないと述べた。山田は上部団体が理念を守っているかどうかについては保証できないと述べ、村井もこれに同意した。村井はただし傘下団体を持っているのでその点責任はあるだろうと述べた。山田は傘下団体のために上部団体が動いているのは一定程度理解できるが、かといってそれが他者のため、塾生のために動いている保証はとれないし、そこを大学側から指摘されていると主張した。公選議員制度を進める意味としては、大学から選挙によって議員が選ばれていないのは問題があると指摘を受けていることが理由として挙げられるとした。

山田は続けて、なんでもかんでも民主主義とはいかがなものか。毒にも薬にもならないのはどうなのかと発言し、今までのやり方を参考にしてバランスや正当性を担保しつつ、能力を担保していく必要があると述べた。

村井は、正当性の観点では理にかなっているだろうと述べた。山田は、正当性が上がらないと自治会費の値上げは無理難題であると述べた。村井はそこにつながってくるのかと理解を示した。山田は、今後物価が大きく下がることはないと思うため、手を打たなければならない。物価上昇等の事情を踏まえ、我々は所属団体、ひいては塾生から必要とされなければならない。それを実現するための改革案だと述べた。

村井は、理解を示しつつ、内部の在り方についてはいろいろ考えなければならないと発言し、民意を反映するシステムを作るのが目的ということなのかと質した。そのために議会を開くことは理解していると述べた。山田は、あとは現在の議会を役員会に代えることで、塾生代表単独で決められることを役員会に降ろしたいということもあると述べた。

村井は新しく設置したいと考えているところについては考えなければならない、特に公選議員の選出については考えていかなければならないと発言した。

田村は、かつて議会の時に議員を増やすという話があったと記憶しており、これを公選でやる、やらないという話があったが、その議論からは具体的に何を変更したのか。役員会と公選議員の集まりという2つの議会があるようなイメージなのかと質問した。

山田は、以下の通り発言した。基本的には公選議員を8人入れて釣り合いをとりたいが、そんなに集まるとは思えない、これが変更に至った一つ目の理由である。もう一つの理由としては、公選議員とそれ以外の議員で同じ議会を作るのは極めて難しい。少なくとも分かれている必要がある。しかし2回議会を実施するのは現実的に不可能である。そのため一度に15人でやるのが案として残っていたが、実現可能性を探ってみた結果、公選議員は3人が限界であると判断した。

田村は、つまり権限はどのように異なるのかと質問した。山田は、議会における権限は特に重要なものの判断、また民意からの提案の反映である。ただし、提案権のみであり、現実的にできるかを議会で検討し、できないという結論を出すこともある。まさに市議会であろうと述べた。

田村は、ならば直接的に関わることはないにしても塾生代表と似たような仕事をするということなのか、と質問した。山田は、処分の第一次案等は役員会にて積極的に行う。イメージは内閣に近いものであり、最終決定は塾生代表であるが、権限は役員会に渡していくことになるだろうと推測した。今はフェア

でなければいけないためそのような分配ができない。案を作るフェーズは塾生代表一人でやっている。今後は役員会に付託していくことが大事になっていくだろうと述べた。

後藤は、今回の主な論点は自治会費の値上げと組織改革なのかと質した。山田は、議会で自治会費の値上げは過去に決議しているため議論はしなくていいが、大学によって却下されていると発言した。

後藤はなぜ当時話さなかったのか、当時諦めたということなのかと疑問を呈した。山田は、その話し合いの結果として、2016年に塾生代表制度の設置がなされ、より民意を反映していくというプランに移ったが、それでも議会構造の改革に着手できなかったと述べた。

後藤が改めて最終的な改革の目標はどこかと確認したところ、山田は、目標は投票率50%であると述べた。後藤は、それをゴールと考えたとして、初動をするにあたって、もちろん現実味という面では分かるが、議員3名は少ないのではないかと疑問を呈した。

山田は正規学部生全体で28,000人程度いると確認した。すると後藤は、1人約100分の1に当たる300票獲得して当選するとして、900票程度であり、すこし少ないのではないかと述べた。公選を取り入れるために最初の導入はもう少し票が必要であるだろうと発言した。現存の議会と公選議員の共存は難しいが、いろんな意見を取り入れるという意味では良いと考える。その結果、得票数が増えたのであれば、公選だけで議会やればいいとし、民意が反映されているとは言いにくい現状を踏まえると適当であるのではないかとした。

山田は、これは中短期目標達成のためのプランとして勘案していると述べ、長期目標のためのものではない、中短期目標として現状は公選議員との共存プランが見つからないと述べた。3~4人が現実的には最も妥当だとしたが、これでは上部団体の方が人数が多だけの混ぜ込みになってしまうのではないかと意見を述べた。

三河は、長期的な目標として公選議員は必要だとは考えているが、と発言したところ、山田は、私が言いたいのは公選議員を入れたときに意味があるかという点だと述べた。

三河は、3人も公選議員が入るのであれば、正当性は上がっているだろうと述べた。

山田は、全体に課題として考えていただきたい点は、今正当性を抑制しているのは組織的な課題であるという点であるということだと確認した。嫌な言い方であるが、大学の幹部の言葉を借りるならば、究極的には既得権益にしがみついているように見える図が正当性を排していると言われていたと述べた。確かに事実であり、全塾協議会が自治会となるのであれば、ある程度改革は必要だろうと発言した。上部団体の選考方法も踏まえ再考する必要があると述べ、我々の選ばれ方はブラックボックスになっていると見解を示した。

田村は、それぞれの団体で中から一人を選出するのは間接民主制として適当だと考えたと発言した。山田はそれは間違っていないと述べた上で下記の通り言及した。

上部団体は7団体あるが、それぞれ団体なりの議員の選出方法がある。全ゼミは比較的民主的、階段状のフローで選ばれているが、他については後継指名のように選ばれている。選挙だと人気だけになることがあるためであろうが、実際にその人が全体にとって良かったと評価されるのは任期が終わってからである。そもそも執行機関としては、安定的な地位で職務を全うするのが必要だろう。全塾協議会としては民意の反映と業務の執行を両立したい。一般論に基づくと、各役所が、政治家がどんなであろうとインフラを維持できる状態にしている。議員はこの各役所だと思っている。上部団体の取り扱いについては検討の余地があり、もっと名誉的なポジションにするべきといった意見もあるだろう。どちらにせよ数十年にわたって、何らかの専門性がある上部団体になっているのであろう。今後は重要な意思決定

は民意 100%で行われているというフェーズに変更するべきなのではなからうか。この状態からこの状態に移すのには多少のパワーが必要。正直自身の印象としては移行については大丈夫だろう。

三河はこれに対して、山田の印象には同意できないとし、公選議員の導入は塾生代表並みにインパクトがあるのではないかと述べた。

山田は、いつ上部団体から選出されている議員が、公選議員が何人以上選出された時点でやめると決定できればいいと思うと述べた。

三河は、それでいうと公選議員 3 人だと少ないだろう、それは選ばれる人の知名度が必要であると述べた。5 年後 8 人は意味がないのではないかと発言した。

山田は、今後の上部団体の方が全体に奉仕して下さっている現状を維持できる確証はないため、公選議員を設置したいと述べた。三河は、それでいうとその時の議員によってもコミット具合は変わらなうと述べた。山田は、三河が聞いている最大の質問としては公選議員 3 人だと時期尚早ではないかということかと質問した。三河はそれに対し、3 人は良いのではないかと思うが、独立した議会を運営するのは時期尚早だと考えていると述べた。山田は、それは 3 人が独立していると何が問題なのかと質問した。三河は対峙させる勢力を作り出したいということかと公選議員の意義付けを質した。

後藤は、例えば、第 7 代塾生代表の得票数である 1800 人を背負うことと、上部団体が背負っている人数だとどちらが多いのかと質問した。山田はそれに対して、得票した人を負っているものではない、一般の選挙に於いて半数以上から支持されていないことが意味のないこととするのは不適當ではないか、投票した 70%が当選した 10%の人を応援するわけではないが、その選挙の正当性は 70%だろう。となると必ずしも 540 票得られた人が 3 人いたとして、それが約 1800 票分の正当性があるかどうかは分からないと述べた。

田村は、そのやり方は不適當ではないかと述べた。山田は、最悪のケースは定員いっぱいになってしまったときを想定している。ただ定数に満たしていればよいとした場合、自分にしか投票していない人が議員になることがあり得る。これは適切であるのか、と疑問を呈した。

田村は、最低得票数を定めればいいのではないかと述べた。山田はその通りであると返答した。後藤は、今 50 分の 1 を獲得した人をそのまま全員議員とするのはダメなのかと質問した。山田は、だいたい奇数が良からうという認識であると述べた。

後藤は、塾生代表がいるのであれば、話がかからないということにはならないのではと意見を述べた。それに対して山田は、アイデアとしてはアリだと思うと発言した。後藤は、可能性を鑑みて 3 名なのか、もう少し人数や得票数を上げる可能性はあるかと述べた。

山田は、以下の通り発言した。最低得票数は 50 分の 1 でいいのではないか。それは一般論に基づいても多い方だと思う。これに対し、三河は場合によると述べた。山田は 100 分の 1 は割と達成しやすいが、50 分の 1 は簡単に集められる票数ではないと述べた。

田村は最低得票数のラインを上げるはひとつの案として挙げられると述べた。山田は、10%が現在の全塾協議会の基準ではないかと質問した。後藤は達しなかった場合はどうするのかと質問した。山田はそれは塾生代表選挙も一緒じゃないかと質問した。

後藤は、塾生代表選挙は再選挙があるだろう。もし、この冬に公選議員選挙をやるといった場合に、公選議員が来なかった場合どうするのかと質問した。山田は、それは初回だからこそ但し書きをすべきであり、最初から完璧を目指すのは無理だと述べた。後藤は、選挙が半年後になった場合、この後半年は空白になるのかと質した。山田は、そこまで検討はしていないと述べた。後藤は、内容がわからない状態で賛

成しろというのかと述べた。

山田は、現状の対応として、自身が提案する3本柱が確立された暁には、順繰りにやるのか、それともどのくらい間隔を開けるのかはやり方があるが多すぎて考えられないので、選挙が成立し得ると思われる時期にやるとした。後藤はどういう判断すれば良いのかわからないと述べた。山田は、例えば「どのような条件なら出馬するか」と全体にアンケート取ることも考えられると述べた。後藤は、出馬は分かるが投票するかは分からないだろうと述べた。山田は、投票するかわからないというのは理解できるが、後藤の指摘は立候補者がいないということを目指しているのかと質問した。後藤は、それもそうだが、立候補者が出たとしても誰も得票数が540票に届かなかつたら意味が無いのではないかと述べた。山田はその投票率がどれくらいになるかというのはあまり視野には入れないと述べた。投票率についても「もしこのようなことをやれば投票するのか」とアンケートをとるか質問した。後藤は投票率はアンケート取ればわかるということかと質した。山田はそのようなことをやっていくということだ、と述べた。後藤は、一旦理解したと発言した。

三河は、いきなりこれでGOとは言えないと述べたところ、山田は、なぜ3人だとダメなのか教えていただきたい、3人は絶対に無理だから10人なのかと質問した。三河は、3人は絶対に無理だとは言っていないと発言し、これに対し山田は、3人はダメで10人はいい理由は何かと質問した。

三河は、知名度をあげるというフェーズがある。知名度をあげるのは必要で、それを目的とした策を考える時間をもらいたいと述べた。田村は、知名度が低い状態でどのように3人を増やしていくつもりなのかと質問した。山田は田村の指摘に加え、に3から5と順次増やすやり方なのかと質問した。

田村は、塾生代表選挙でも同じことをできるのではないかと指摘した。

山田は、塾生代表選挙をやるときには塾内メディア等に広報を出すのが、慶應生は賢いため、その投票の中には既得権益の集団がいるという指摘がなされており、それにより一定程度のバッシングを受けていると述べた。それに伴って大学側も自治会費の値上げを却下している経緯があったとした。

三河はそのような経緯があるならば3人入れたところで意味はないのではないかと、50分の1の票数が得られれば議員になれるかもしれないが、それを全部足したところで4000票が得られたとしても民意全体にはならないと指摘した。

山田は、大学側には4000人の自治会費値上げの署名が少ないと言われているわけではなく、24,000人が反対かもしれないということから自治会費の値上げを反対されていると述べた。

三河は、それは違うと考えている、投票していない層は「こんなことおかしい」と思っているのか、または出す気がないのか、どちらにせよ反対と言えるのではないかと述べた。

山田は、現状ブラックボックスとなっているところを赤裸々にできる選挙をやるという点においては、自治会費値上げが賛成か反対かの民意がわかるだろう、これをやっていくのは重要ではないのかと述べた。

三河は、そういう候補者が出ればという前提となっている話ではないかと発言した。山田はこれに一定の理解を示しつつ、それならば広報としてそういう場があった方がいいと思うと述べた。

三河は、署名についても基本的には変わらない、必要なのは数で、塾生代表もそう思っているのではないかと発言した。

山田は、大学側は数は不要とは言っていないが、全塾協議会が50年間抱えている問題は、投票している人の意見のみに限られているということだと述べた。そのため、4000人の署名を集めてもダメだとした。昔は自治会があったから正当性を認めてもらえたが、今の全塾協議会には正当性がないことが問題

だとし、例えば塾生の約半分にあたる人数の署名が集められたら認めてもらえるだろうが、今の状況ではかなり難しいだろうと述べた。10人ダメではないが3人がいいということにもつながらないと意見した。

三河は、それで言うと利点だけの天秤とするのはありだが、デメリットもあるだろうと述べた。山田はそれに対し、デメリットメリットの天秤を踏まえてなぜ10人が出てくるのかと述べた。

三河は山田に対し、現状や知名度がないのは事実これらをあげたいからなのか、と質問した。山田はこれに対し、別に投票率を上げたいわけじゃない、個人的には上部団体だけで意見を吸い上げ、上部団体だけの議員制にし、塾生代表をなくすという考えもある、でも現状として支持されていないし認知されていないので悩んでいると述べた。

三河は、全塾協議会を支持しないという層は全塾協議会に疑問をもっているからなのかと疑問点を述べた。山田は、自身が知るかぎりそうであると述べた。三河はその意見に対し、単純に興味がないとか知らないとかいう人もいるのではないかと質した。山田がそれは納得がいかない人ということかと確認したところ、興味がないだけの層がいるのではないかと意見した。

山田は、自分自身がデータをとっている限りにおいては反対以外の意見は聞いたことが無いと述べた。三河は、はがきを送られていても投票しないという人はいるだろう、自分自身も全塾ゼミナール委員会委員長でないならば興味はないと述べた。

山田は、三河の意見を踏まえた上で、やり方には様々な順番があるとし、リソースを増やすのは不可欠だとしたうえで、いろいろな要因を考えた結果10人ではなく3人であり、議員が議会というものに足を踏み入れた以上踏み込めない領域があると述べた。これについて三河が具体的に事例を問うと、山田はまず執行機関にいと監視はまともにはできないだろうと述べた。三河はこれに対し、ただある程度担保されているのではないかと疑問視した。

山田は、塾生代表の監督下にあるということは、自分の議席を失う可能性もある。議会の議員である以上一定独立していなければならないと思うと述べた。三河は現状で解決できると述べ、山田が例を求めたところ、三河は余波があると考えられるが、議決権が担保されていること諸々を踏まえ担保もされているのではないかと見解を述べた。

山田はこれに対し、まずは自治会費の値上げ、いわゆる増税をしなければならぬと自身自治会費の値上げをするという以上は代理徴収を諦めるかと頭を悩ませた。ここから、自治会費の値上げについて議論をするが自治会費の値上げをしないべきだと思う人はいるかと質問した。

三河は、これについては場合によると思うと述べた。

後藤は、確かに、お金はあるに越したことはない。ただ、お金を増やすことに頼り切るのも全塾協議会としてどうなのかと考える。色々やるためにお金が必要となるならわかるが、何もやらずにいきなりお金欲しいというのは違うのではないかと意見した。

山田は、まずお金以外という話は以前から散々述べているが、どうしてもかかってしまうお金は存在し、現在は自治会費が増額できないがゆえに、人に依存し負担を強いているだけだと述べた。すなわち、本来お金で解決できるものを人で行っているのだと述べた。

後藤はこの話を受け、人のコストを減らすために自治会費の値上げを求めるのかと質問した。

山田はこれに対し、以下の通り発言した。人のコストは既に限界を迎えていることに加えて、今まで団体に付加価値を出すように言ってきたが、現状としてはそこまで変わっていない。値上げについても究極的には今やるものではないと考えている。しかし私が今これだけ主張しているのは、大学が全塾協議

会に相当の理解を示してくれているため、ここで大学から言質を一つ引っ張りたいということである。すなわち「こういう意思決定をするから、こういうことが達成された暁には大学はこうしてくれ」ということだ。これを考えた時に、大学側に理解を得られるためには抜本的メスを入れなければならない。その上で、執行機関側及び議員のリソースを増やしていくことについてはこれまで無理をしていた。例えば選挙にしても、2022年12月期に選挙管理委員会に関する議決を利害関係者であるがゆえに議員2名が議決できなかったこともある。執行機関側に議員が入ることは容易に想定されるため、議員を増やさない限りこのような事例は相当増えてくるだろう。

三河はこれに対し、やってくれる人がいないから議員がやっているのではと意見を述べた。山田は、現状としては、執行機関側の人間が運営を行うのはいささか問題があるということから議員に任命し活動をしてもらっていると、意思決定を行う人間は執行機関側からは独立している必要があると述べた。今全塾協議会の中でそれを担保できるのは議決であり、そこで選出されていると述べ、独立性、正当性が必要であると発言した。

三河は、正当性がほしかったのかと山田に確認したところ、山田は最大限の正当性が欲しかったと述べ、10人にするメリット、具体的な理由が列挙されていないと考えるとした。さらに以下のように続けた。

別に3人であるうちは、議会に対して権限を持たない。しかし、改革が行われれば議会も塾生代表も公選になるわけである。現状として今後役員会になるであろう議会の議員に正当性を担保してもらっている。役員会は塾生代表が代表しているため、公平性が担保できている。長期的な目標として、今後は選挙をすることで公選議員を10~20人増やしていくことは可能だと考える。歴史的経緯から鑑みて既得権益を否定できるものではない。それは役員会に移譲されてもある程度担保されるものだと考える。その上で、7人の議員+3名の公選議員と打ち出すのはあまりインパクトがないのではないかとした。

荒井からは、公選議員3名の議会はどのように運用されるのかと質問がなされた。山田は、事務局等の執行機関が運営を行わざるを得ないと述べた。荒井は、今の塾生代表みたいな方が座って行うというのはないのかと質問を重ねたところ、山田は、議会の1番の仕事は追及である。役員会は公選議員が構成する議会から物事を追及され、役員会の意思決定の詳細を述べるという形になるだろうと述べた。

荒井は、公選議員は3~10人という話があったが、転換していく移行期として、だからといって10人でやって、我々が執行機関に移るといふのであれば、最終的には役員会に誰もいなくなるのではないかと、結局10人あったものが7人なくなるというわけなのか、それとも10になってもやることは変わらないのかと質問した。

山田は、それはみえていなかったと述べ、荒井はやるなら、どちらかしかないのではと述べた。荒井は続けて、3人を公選議員に導入したとして、執行機関側に議員7名を移動させてしまったら、印象は相当悪いのではないかと、最終的には公選議員にしたとしてもその3人の権力は弱いのではないかと疑問を呈した。

山田は、三河に対し10人はいるが議会の権限しかない状態を想定しているのかと質問した。三河が想定される3人の公選議員は今の7人に加わるという理解であるが、自身は3人の公選議員の議会にはミニマムな議会を求めているとした。7人は離席して役員会には残るという認識なのかと質問すると、三河はそれは場合によると述べた。後藤は付け加えて、役員会と議会は別の意義があるのではないかと述べた。

山田は、役員会はどこから選ぶのか、上部団体はいるが役員は別に選任するというのか、すなわち役

員会で皆は出席しないが意思決定がどんだんなされるという認識で良いのか、と質問した。

後藤は、その点についての話をしているのではなく、権限がそちらに引っ張られるのではということについて話をしている、それぞれが存在意義を有していれば問題ないのではないかと述べた。

山田は、以下の通り返答した。それは解釈違いである。今の議会は決議をやりすぎである。これは評議会から成り立ったという成り立ちから鑑みても役員会に近い。今の議会が持つものは一般の議決権より大きいものである。今回新たに作られる議会は役割が減る。執行分離を考える場合、3+7の議会の役割の一部は役員会が持って行くだろう。

三河は、以下の通り述べた。議会のあり方としてはどうだろうか。おっしゃった通り、通常の株式会社であれば、役員会でやったことを議会で再度議論するのは好ましくないが、株主総会に移したらずいかと聞かれたらまずくはない。それを目指そうという話ではないのか。だんだん知名度を上げていき、枠を増やしましょうという話で、どんどん増えていった時点で、7つの上部団体は必要かという精査も残しておくべきだろう。

山田は、三河の議論は、組織的に今の議会と持つ役割は変わらないということかと述べ、公選議員が現実的に不可能なことを議案として提出した場合はどうするのか、我々にも限界があるだろうと述べた。三河は、それは現行も一緒ではないのかと述べた。

山田は、議会がこのような構成になった経緯として、執行機関だから無茶は出さないという前提があったとした。三河がこれについて詳しく問うと、山田は、その歴史が長い間続いている、そのような無茶が出ていないという事実があった。そこに安全性の担保があった。塾生代表の暴走の心配もあったが、その安全性の担保自体は無くすべきではないと思うと述べ、遠い未来はわからないが、どちらにせよ安全性は必須であろう。つまり民主的な正当性の実現可能性との釣り合いを考える必要があるのではないかとということである。これを考える必要はないのかと全体に問いかけた。

三河は、考える必要はないという訳ではないが、考えなくても大丈夫ではないかと述べた。山田は、公選議員だけに議決を持っていくのが危険であろう、もしかしたら特別支出の否決が連続するかもしれないと述べた。

三河は、それも含めて民意ではないかと述べた。山田は、それはリスクヘッジするべきであろうと意見した。三河は、例えば執行機関に議決権を移動したときに、どうやって承認をしていくのかと質問した。山田は、承認機関は塾生代表であり、議決についても議決は塾生代表しかとれないと述べた。加えて山田は、最終的に採決をとれるのは塾生代表、意見収集についても塾生代表がやっている。これは今の構造がおかしいのではと発言した。

三河は三本柱の可否に関して議決に移った。

全塾協議会 議会のうち、賛成したのは荒井、反対したのは、村井、藤村、後藤、田村、三河である。反対多数により本決議は否決された。塾生代表 山田健太は拒否権を行使し本決議を不成立とした。

三河は、もう一度出すことは可能、反対多数であったということは事実になると述べた。

田村は、この場で不成立にした理由を山田に質問した。山田は、議会に議案を提出する前に塾生の民意を図るべきだったとし、実装した時期が大いに遅れたというだけであると述べた。

後藤は山田に対し、このタイミングで資料及び内容をシェアされた人もいるとし、今この状態で GO するのに反対であるとした。今回は認識のすり合わせに時間を要した。この話し合いの場を次回の議会でもやるのであればいいと思うと述べ、山田はなるほどと述べた。

(17) 塾生代表 所属団体の処分に関する議案

塾生代表 山田健太より、所属団体の処分に関する議案が上程された。なお、この議案は議員 三河創太と連名での提出である。

本議案を取り扱うにあたり、議員である全国慶應学生会連盟常任委員会委員長 内島駿介より発言があった。発言は以下の通りである。

ここ数カ月に及び全塾協議会定例会の欠席、また種々の負担などについて皆さんにご迷惑をおかけしたということをお詫びさせていただきたいということで時間を頂戴した。本日石川県金沢市からのイベント登壇依頼があったためオンラインでの参加となるが、なぜこういった経緯に至ったか、お詫びを含めて説明したい。

私自身、この全国慶應学生会連盟の委員長に関しては、コロナ禍以前から形骸化が指摘されていた団体の再建を任せ委員長になったという背景がある。しかしながら、実際に活動を行っているのは4名となっており、実質的には公認団体の要件を満たしていない。組織の再建をするのが非常に難しいと以前から思っており、様々な活動をしようと模索したが難しかった。

また、自分自身も本日のように他の活動をしている中で、公認団体の要件を満たしていない全国慶應学生会連盟は慶應の福利厚生団体としての資質はないと判断し、自分自身の中での活動の優先順位が低くなった。結果として、今回のように、皆さんへのご迷惑をおかけしたということになる。色々背景はあるにしても、不対応ないしは欠席などで皆さんにご迷惑をおかけしたことを改めてお詫び申し上げる。

私の処遇としては、議員の資格が一時停止とされていると認識しているが、もし仮にそれが復帰となった場合においても、私自身は健全に活動していくことはできないと考えている。このような事態を起こしてしまった以上、議員としての地位を維持することも難しいということは重々自覚しているため、全国慶應学生会連盟の代表を解任または辞職をし、また議員としての地位も永久的に停止していただきたい。以上である。

塾生代表 山田より、以下の通り発言があった。内島は職務を長期間全うできる状態にはなかった。一点訂正になるが、現時点ではまだ議員としての資格は停止されていないわけではない。当人からも説明があった通り、職務を継続することは難しいという説明があったため、全塾協議会の代表として議長である三河とともに打ち合わせをした。議論の結果としては内島が述べた結論と同様にはなるが、職務を継続していただくのは難しいと判断した。そのため、今回イレギュラーな提案となるが、処分という形で議員にご同意いただきたいと思い、議案提出に至った。

(この議案は一番初めに取り扱われているが、)この議案をなぜここで扱うかと言うと、このタイミングで議決権について決定をしない限り他の議案にも差し障るためとした。委員に置かれても、内島が発言権を有する状態で定例会が進むことに関して疑問を持つ人もいるだろうから、そのような点を鑑みて、今扱っている。そのため緊急の議案として提出したい。

議長はこれを緊急の議案と認め、17番項が追加された。

塾生代表 山田は、説明として以下の通り発言した。

当然に個人の責任によるところもあるわけだが、上部団体の責任者というのは一般の所属団体とは異なり、塾生代表の任命を不要とする団体格である。上部団体の代表者に誰になるかは各団体の責において任命されるという解釈であるため、一概にすべて個人の責任と述べることはできないと認識している。今述べた内容に基づいて今回の議案提出に至った。

なぜ議員が議会に出席しなければならないのかということ、規約に明記されているためである。基本的にやむを得ない事由がない限りは議会に出席しなければならないと記載がある。内島は直近数カ月に渡り遵守できなかった事情があるため。しかし、今後の全国慶應学生会連盟に再建の余地を認めているのも事実である。ただし、再建活動中に議決の行使を認めるとは好ましくないと考えるため、1. 代表の解任と、2. 議決権の停止を求めることとする。

三河は全塾協議会規約第 53 条第 4 項に基づき処分審査会に諮問すると述べた。

山田は、処分審査会委員が今回は全員揃っていないが、処分審査会長に意見を諮ったところ、全員がそう必要はないとの意見があったため、このまま進めてよいのではないかと述べた。

三河は、処分規則に基づく 5 人がそろっていない時点で第 2 条より処分審査会は構成されていないのではと指摘があり、山田はそれならば処分審査会長に意見を求めた上で新たに処分審査会を構成すると述べた。

処分審査会長である後藤は、現在処分審査会の会長には任命されているが、それは会長の一存で決めてよいものかと質問があった。山田はあくまで見解を聞いているにとどめてしていると発言した。後藤は処分審査会に構成要件はあったとしても開催要件はないと認識しているため、現状の状態で開催しても何ら問題はないのではないかと述べた。これに対し三河が難色を示すと、山田は所属団体を待たせている状態でもあるため処分審査会を新たに構成すると述べた。

指名を受けたのは、文化団体連盟三田本部常任委員会委員長 後藤美汐(会長に指名)、全塾ゼミナール委員会委員長 三河創太、体育会本部主幹 田村秀章、芝学友会会長 荒井大輔、全塾協議会事務局財務部長 原惇人である。

全塾協議会 議会はこれを全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本処分審査会の構成に対して承認した。

ここで処分審査会が開会され、議会は一時休会となった。

(処分審査会)

処分審査会が終了し、議会在再開した。

後藤は、処分審査会は 3 か月の欠席の事実から解任に加えて議員としての団体議決権の停止が妥当ではないかと意見を述べた。

三河は、諸々の詳細について議論すると述べた上で、まず現時点を持って解任をするのか、暫定的に代表を置くのかと質問した。後藤は、個人的な考えとしては、今回のことが収まる方向に向くまでは代表者としての責務を全うすることが良いのではないかと発言し、責務を全うする意思がないのであれば団体としても発展性がないから新しい方に来ていただくほうが団体としてはいい方向に行くのではないかと意見を述べた。

山田は下記の通り発言した。処分審査会の結果を見ても、議案として問題はないという結果だったという判断だったのだろう。次は処遇について関心が向くだろうが、処分案については基本的には問題ないだろう。そこで議決内容について画面資料の通り公開する方針である。

解任については、新任者が決まるまでは前任者が全うするのが一般論である。今をもって職務を降りるわけだが、引継ぎの業務などはする引き継ぎまたは再建活動での説明等、活動しなければならないこともあるだろうから、次回定例会まで業務を継続していただく方針である。今回中心に議論を成すべきは議決権の停止、規則に則るならば議員構成資格の停止が必要である。これについては後継者に議会議決権そのものを与えるか話す必要がある。なお、今回の議案については代表者の解任は前例がないため、個

人名は出さない方針として判断した。

三河が諸々の取り扱いはどうするのかと質問したところ、山田は、議員から処分について追加すべきないしは減らすべきという意見がなければそのまま通ることになると発言した。

後藤は、9月定例会で後継者を指名すると記載したのはなぜかと質問した。山田は臨時会を開く必要があるという認識ではないと回答した。それに対し後藤は、内島に9月の定例会まで責務を全うする意思があるのかと意見を述べた。山田は、本人がどの程度の意志があるかは不明であるが、全くもってやる気がないわけではなく、今すぐやめないと成立しないレベルでないのは確かであると発言した。議員と違い委員長の責務は今すぐ取り上げる必要がないと考える。バランスを考えると議席権は今すぐ停止する必要はないだろう。

後藤は、2番項に関しては、個人に対して議員である資格を判断するということが、上部団体の代表だったから議員であるのではないのか、と質問した。

山田は後継者の委員長が議員としてやれなさそうなら議決権を切るということもあり得る、後藤の指摘はあくまで表現論ではないかと質した。

後藤は、9月の後任者は団体代表として問題ないが、議員として問題ある人が選ばれる可能性があるということかと質問した。山田は、どういった状況か踏まえて総合的に判断していただきたいと返答した。

後藤は、1番項と2番項の記載の仕方を見ても、これを表現論として扱うかどうかは、この資料を作った人ではないので分かりかねると述べた上で、今回の議決は議員としての責務のみに追及しているのか、代表権にも波及するのかと質問した。

山田は、両者とも追及すると述べ、内島から議決権をはく奪するのではなく、団体から議員を送る権利を抑圧するということであると述べた。

後藤は表現論の問題として、議決権を与えるのかはどのような基準で考えていくのかと質した。

山田は、議員となるためには話した雰囲気を見るべきではないか、また、委員長以外のやる気がなければ代理を建てられないのは自明である。新しくできる体制案を鑑みつつやっていくのが一般的であると述べた。

後藤は、先程の文言がどのような意図で作られたか不明なので、その点を確認してほしいと述べた。

荒井は、議員の資格を停止するという側面と代表者解任という側面が別々だと思っていた。しかしそうでないのなら、また登記書も変更しないのなら、それは本当に解任しているのかという意見があるだろう。解任しなくても議決権だけ停止する、という選択肢をとると何がかわるのか不明であると述べた。

山田は以下の通り述べた。9月期には追加の事由で解任されることが決定している。同じ事由ならば一回の処分が通例であろう。今後様々なやり取りをしていく中で、暫定と明示することでスムーズに後任者に移行する手続きができる。この段階で意向を明示することはメリットがあると認識している。

どちらにせよ、今後の方針の方が継続されうる。その点からこのような表現になっている。後藤に返答すると、代表者が誰になるのかで方針判断が変わるか考えた。解釈については、2番項をカットすることで解釈の幅が生まれにくいのではないだろうか。

荒井は、来月後任者が決められる際には今後の再建案の資料も出てくるのかと山田に質問した。山田はこれを明記しなかったのは、決めるのは我々の責務であるためであるとし、意図的に書いてはいないと述べた。

田村は提案されたものに賛成し、全体的に大きな異論はないと述べた。

村井はこの解釈について意見するところはないと述べた。

藤村は、提案されたものに賛成し、全体的に大きな異論はないと述べた。

全塾協議会 議会は第2項を除いたうえで全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

(18) 議員 副議長指名の提案に関する議案

議員 三河創太より副議長指名の提案に関する議案が上程された。

三河は、全塾協議会 議会運営規則第4条に基づき、副議長に後藤美汐議員を指名すると発言した。山田は、今後は議長指名も増えていくと考えると発言した。

全塾協議会 議会は利害関係者である後藤を除き、全会一致で可決し、塾生代表 山田健太は本決議を承認した。

8. 連絡事項

i. 次回全塾協議会定例会について

事務局長 佐々木菜緒は、次回の全塾協議会定例会について、9月16日13時から日吉か三田それに準ずるキャンパスで実施すると述べた。

ii. 全塾協議会 Slack ワークスペースについて

事務局長 佐々木菜緒は、全塾協議会 Slack ワークスペースについて、アカウント解除予定の上部団体代表はいないと述べた。

9. 閉会宣言

事務局長 佐々木菜緒が閉会を宣言し、20:23 に閉会した。